

■発行／市民部消費生活センター／〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階  
☎631-5456(直通) FAX643-0025  
ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seikatsu/shohisha/index.html>

悪質商法被害防止のための  
高齢者見守りの手引き

《高齢者支援者用》



▲地域の高齢者を見守っていただいている、民生・児童委員の方たちに「悪質商法被害防止の高齢者見守り講座」を実施して、被害の防止を図っています。

高齢者の被害防止には、ご家族や地域の方の見守りも大切です。みなさんの地域でも見守りの連携を強化して被害を防ぎましょう。この広報特集号は、消費生活センターが実施している「悪質商法被害防止の高齢者見守り講座」で使用した「高齢者見守りの手引き」を、より多くの皆さんにご活用いただけるよう概要版として発行しました。

高齢者の悪質商法被害防止には  
見守りが大切です！

消費生活センターのご案内 相談専用電話 631-5455  
契約は慎重に！ 困った時にはまず、お電話を！

商品やサービスに関する問合せや契約上のトラブルなど、消費生活にかかわる相談を専門の相談員がお受けして問題解決の方法を探すほか、弁護士による無料相談もご案内しています。

■消費生活相談(相談は無料で秘密は厳守します。)

■相談員による相談日時

月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時30分

■弁護士による消費生活法律相談 開催日時

毎月第2火曜日・第4金曜日 午後1時30分～午後4時30分

1回30分(無料)毎回定員6名(先着順)ですので、事前にご相談ください。

■八王子市消費生活センター (〒192-0082 八王子市東町5-6クリエイトホール地下1階)



# なぜ高齢者は被害にあいやすいのか

悪質商法の被害にあっても、「だまされた」と気づきにくいことが多く、だまされたと気づいても、恥ずかしさや情けなさから誰にも知られたくないと思いがちです。家族に相談したら、責められるのではと思ったり、家族に自分がお金を持っていることを知られたくないという思いから、相談することをためらってしまうケースも多いようです。

## 構造的要因

- ・ 単身独居、高齢者のみの世帯増加
- ・ 地域コミュニティの希薄化（特に単身男性の場合）
- ・ 新商品、サービスの多様化（知識が追いつかない）
- ・ 判断能力の低下 など

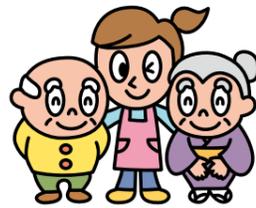
## 心理的要因

- ・ 健康、お金、孤独の不安を抱えている
- ・ 情にもろく、断るのが苦手
- ・ だまされたことを知られたくない
- ・ 自分が悪いと思いきらめてしまう など

# 悪質商法の被害にあわないために

日頃からの用心が大切です。高齢者の方には折に触れ、声かけをしましょう。

- ・ やたら親切なときは疑う気持ちを持つ。
- ・ 「激安」「無料」「お試し」のうたい文句には気をつける。
- ・ 公の機関（市役所、消防署など）を名乗っても容易に信用しない。
- ・ ひとりで悩まずに誰かに相談する。など



※悪質業者のささやく「うまい言葉」に気をつけましょう！

このままだと危険！

必ず儲かる！

病気が治る！

無料で点検！

被害回復できる！

あなただけ特別！

法律が変わった！

今だけ！

※断り方を声にだして練習しましょう！

突然、悪質業者が来ると慌ててしまい、断り文句が出てこない場合もあるので、日頃から断り文句を決めておき、声に出して練習しておくのも予防のひとつです。

断り文句の例	誤解を招く断り文句の例
「必要ないです！」 → ○	「結構です」 ※あいまいです → ×
「いりません！」 → ○	「考えておきます」 ※また連絡がくるかもしれません → ×
「お断りします！」 → ○	「今忙しいので」 ※別の時ならと解釈されます → ×

契約は慎重に！ 困った時にはまず、お電話を！

八王子市消費生活センター  
(相談専用電話) 631-5455

相談日時 月～土曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後4時30分

勧誘を断りたい時の文句

【例】・「必要ないです！」・「いりません！」・「お断りします！」

※点線を切り取り、電話付近などの目立つ場所に貼って役立ててください。  
(裏には悪質商法被害防止6か条を掲載しています)

# 高齢者を狙う悪質商法被害の多い手口

## ●催眠(SF)商法(布団・家庭用電気治療器・健康食品など)

空き店舗などに高齢者を誘い、はじめに無料品を配ったり、激安な商品を提供したり、さらにおもしろおかしく健康の話などをして場を盛り上げ、最後に高額な商品売りつけます。

- ・ 相手の話引き込まれ、聞き入ってしまい、結局商品を買わされてしまいます。
- ・ 講演会と称して健康食品や健康器具などを販売することもあります。



## ●利殖商法(未公開株・ファンド型投資など)

「出資すれば高配当」「必ず儲かる」「元本保証だから安心」など架空の投資話を持ちかけ、出資金などをだましとる。様々なケースがあるので要注意です。

- 例1 金融庁などの公的な機関を名乗って勧誘してくるケース
- 例2 高額で買いとるからと、代理の購入を依頼してくるケース
- 例3 一度だまされた人に対して「被害回復できる」などと再び勧誘してくるケース



## ●不当請求(アダルトサイトなど)

インターネットサイトの利用が無料であると誤解させる手口。アダルトサイトに多いが、それとは関係ない占いサイトや小説サイトなどから、アダルトサイトに誘導されてしまうこともあります。年齢確認ボタンなどをクリックした途端「登録完了。入会金9万円。3日以内に入金してください。」などと表示され、不当な請求を迫られます。

※相手の連絡先が書いてあっても連絡はしないこと！個人情報伝わり、さらに狙われる危険性があります。



## ●次々販売(リフォーム関連・寝具関連商品など)

訪問販売などで悪質な事業者と一度契約をすると、ターゲットにされやすく、次々に別の商品の契約をもちかけてきます。契約者名簿が回っているケースも多く、別の複数の業者が次々とやってきて、契約を迫ってくることもあります。



## ●送りつけ商法(健康食品・カニ・メロンなど)

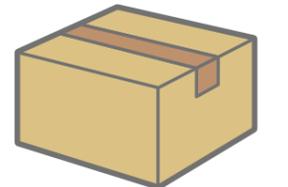
あたかも以前に申し込みを受けたかのような電話をかけてきて、こちらが「申し込んでない」と断ったにも関わらず、代金引換配達サービスで健康食品などを強引に送りつけてきます。

※家族が注文したかもしれないと思込み、支払ってしまうこともあるので注意しましょう！

「受注生産で作ったものだから支払え！」

「自分で申込みをしておいて支払わないとはなんだ！訴えてやる！」

などの脅し文句で不安をあおります。



## ●点検商法(屋根の修理・シロアリ駆除・耐震検査・浄水器の販売など)

無料点検するなど、いろいろな口実をつけて訪問して「このままではひどいことになる」などと不安をあおり、点検後に高額な工事を勧めたり、商品を買わせます。

※不安になったら相手の思うツボ、契約を急がせる事業者には要注意！

※慌てることなく、他の事業者からも見積もりを取ってから決めましょう！



# 高齢者見守りの豆知識

## その1 八王子市消費生活センターを知ってもらおう！

※消費生活に関する相談や苦情について、問題解決のお手伝い（専門相談員による助言、情報提供、あっせん）をする行政機関です。

## その2 年金の支給日を確認しておこう！

※法規制などにより、最近では現金払いの被害が増えています。特に年金の支給日は狙われやすいので注意が必要です。

## その3 オリンピック関連の金融商品の勧誘に要注意！

※東京オリンピックの開催に乗じて、関連会社の未公開株や社債などの詐欺的な投資勧誘に関する相談が増えています。劇場型の勧誘も横行しているので注意です。

## その4 個人情報自分か思っている以上に漏れている！

※悪質事業者はあらゆる手段を使い、個人情報を入手しており、残念ながら全てを完璧にガードすることは難しいのが現状です。個人情報は知られていることを前提に対処するよう心掛けてください。



# 契約の基礎知識

## 契約とは・・・

法的な拘束力をもつ約束のことです。商品の売買は「買います」という**申込みの意思**と「売ります」という**承諾の意思**、この2つが合致すれば、口頭でも契約は成立します。

また、いったん成立した契約は原則として一方的にやめることはできません。

## クーリングオフとは・・・

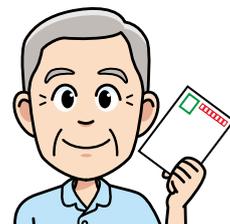
訪問販売などで不意打ち的な勧誘を受け、断り切れずに契約してしまったような場合など、考え直した結果、必要ない契約だと思った時に**無条件で契約を解除できる制度**（適用対象外の契約もあります）です。ただし、**契約を解除できる期間は一定期間（8日間※例外あり）**に限られています。

契約を解除した場合は契約がなかったことになり、事業者は受領した代金の返金義務があります。

また、受け取った商品などがあれば返還しなければなりません。

クーリングオフをする場合はハガキに必要事項を記入し、両面コピーをして、コピーしたものは保管してください。郵送証拠を残すため、簡易書留または特定記録郵便で出してください。

適用対象の確認やハガキの記入方法は、消費生活センターにご相談ください。



## ～ 悪質商法被害防止6か条 ～

- |                    |   |                       |
|--------------------|---|-----------------------|
| 1. 甘い言葉を信用しない！     | ➡ | 「無料でプレゼント」など          |
| 2. 不安をあおる言葉にひるまない！ | ➡ | 「法的措置をとる」など           |
| 3. ハッキリと断る！        | ➡ | 「あいまいな態度」など           |
| 4. 契約内容は書面で確認！     | ➡ | 「説明と契約書が合っていない」など     |
| 5. 個人情報をもらさない！     | ➡ | 「信用できない場合」「住所・氏名だけ」など |
| 6. ひとりで悩まない！       | ➡ | 「新たな被害を招くことにつながる」など   |

ダマされ  
ません！

※点線を切り取り、電話付近などの目立つ場所に貼って役立ててください。